

# 長浜市産材利用促進基本方針

平成24年12月  
変更 令和 5年 3月  
長 浜 市

## 第1 方針の作成にあたって

### 1 建築物における木材の利用の意義

長浜市の森林は、木材生産機能とともに水源涵養等の公益的機能を有し、私達の生活に欠かすことの出来ない重要な資源である。

戦後、特に昭和40年代以降はスギの植林が進み、これらの人工林資源の多くが、育成の段階から木材として利用できる段階となりつつあることから、利用を前提とした森林整備が、森林の保全・管理を適切に推進していく上での重要な課題となっている。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できるほか、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有し、調湿性や断熱性にも優れた人や環境に優しい資材であるとともに、再生可能なバイオマス資源であることから、住宅等の建築用材や燃料用材として利用することは、地域の林業や木材産業の活性化による雇用拡大や地域経済の振興に資するとともに、脱炭素社会の実現に貢献することが期待されるなど、木材利用には大きな意義がある。

### 2 建築物における木材の利用の背景

国においては、「我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換する」との考え方のもと、平成21年12月に「10年後の木材自給率50%」を目指す「森林・林業再生プラン」を公表し、住宅や公共建築物等への木材利用の推進を図ってきた。

特に、公共建築物における木材の利用は直接的効果だけではなく、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進への波及効果が期待できることから、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「公共建築物等木材利用促進法」という。）が制定され、これに基づく基本方針が平成22年10月に策定された。この基本方針では、公共建築物において非木造化を指向してきた過去の考え方から、可能な限り木造化または木質化を図るとの考え方へ大きく転換している。

また、令和3年10月には公共建築物等木材利用促進法が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）に改正施行され、法律の題名が変わるとともに法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大された。また、法第10条第1項に基づく、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日 木材利

用促進本部決定) が定められた。

こうした中、滋賀県においては、公共建築物の木造化ならびに木質化をなお一層推進していくために、国の基本方針に基づき、公共建築物等木材利用促進法第8条に定める都道府県方針として、平成24年2月に「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」が定められた。そして、令和3年10月の国の法改正及び基本方針の改定を受け、建築物等における木材の利用の推進のため、法第11条に基づき「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」を「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に改められた。

こうした建築物等における木材利用の促進に関する国や県の動向を踏まえ、長浜市では、建築物等の木材の利用の推進のために、法第12条に基づき「公共建築物長浜市産材利用促進基本方針」を変更し、「長浜市産材利用促進基本方針」を定める。

## 第2 木材の利用の促進の基本的方向

滋賀県が策定した「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に沿い、木材の利用の目標ならびに目標の実現に向けた取り組みを以下に示す。

なお、長浜市産材の供給が不足する場合には、滋賀県産材等を利用するものとする。

### ■利用木材の定義

長浜市産材 ・ ・ 長浜市内の森林から産出された原木及び製材品とする。

なお、JAS適合製品や乾燥施設の関係から、市外、県外業者へ材料供給し、加工された製材品も含むものとする。

滋賀県産材 ・ ・ 滋賀県内の森林から産出された原木及び製材品とする。

なお、JAS適合製品や乾燥施設の関係から、県外業者へ材料供給し、加工された製材品も含むものとする。

## 1 木材の利用の目標

滋賀県が策定する琵琶湖森林づくり基本計画の基本指標である「県産材の素材生産量」の達成を目指して、次の(1)～(4)のとおり、建築物の整備等において積極的な木材の利用を図る。

### (1) 建築物

- ・ 公共建築物については、原則として木造化を図る。(注1)
- ・ 公共建築物の内装等については、木材の利用が適切である部分における木質化の整備を積極的に図る。
- ・ 公共建築物の木造化および木質化を進めるにあたっては、長浜市産材の活用を図る。(注2)
- ・ 公共建築物に暖房器具やボイラーを新たに設置する場合は、木質バイオマスを燃料とする機器を積極的に推進する。

・民間建築物における木材の利用が促進されるよう効果的な施策を推進する。

## (2) 公共工事

公共工事においては、自然環境や生態系、景観に配慮した工法を進めていくため、木材の特性を生かせる施工箇所については、長浜市産材を利用する工法を推進する。(注3)

## (3) 物品

木材は環境にやさしい自然素材であり、繰り返し活用できる有効な地域資源であることから、木材を原材料として使用した備品および消耗品の利用を促進するとともに、長浜市産材を活用した木製品の導入を図る。

なお、導入に際しては、購入コストや燃料調達などの維持管理コストを考慮しつつ、木材利用の意義や効果を踏まえ総合的に判断するものとする。

## (4) 木質資源の有効活用

未利用木質資源を有効利用することは、低炭素社会の構築に寄与することから、木質資源のエネルギー利用を進めると同時に、新たな用途の開拓に努める。

## 2 木材利用促進の基本的方向

長浜市産材によって木材の利用を促進していくにあたり、供給や需要の各段階において下記課題を抱えていることから、滋賀県が示す「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、各課題への取り組みとともに、木材の安定供給に向けた具体的な対策等について滋賀県ならびに関係機関と連携し、目標の実現に努める。

### (1) 現状課題

#### ア) 素材生産

市内の素材生産は、2つの森林組合が主体であり、民間の林業事業体は規模が小さく、現在成熟した森林資源を活用するため、生産体制を整え始めた状況である。

#### イ) 木材(製材)加工

市内の製材事業体は小規模事業体が多く、木材の乾燥に必要な設備を持つ事業体は少ない。また、地元工務店等が施工する在来工法の一般住宅には、製材のJAS規格を必要としないことから、公共施設整備に合わせたJASの認定を受けた工場がない。

#### ウ) 木材利用

公共建築物においては、素材生産、木材(製材)加工の課題から、一時に大量の木材、加工製品を供給する体制が十分でなく、部材利用が少なく、あわせて木造化・木質化の設計や施工の技術情報も不足している。

民間建築物では、長浜市産材の流通量が少ないため、木造住宅に必要とされる品質や規格を有する木材を迅速、安定的に調達することが難しい。

## (2) 基本的対策

### ア) 素材生産

- ・素材生産コストの削減及び生産量を増大させるために、森林の境界明確化を重点に推進し、集落を単位とした面的な施業地確保を推進する。
- ・素材生産の主体となる2つの森林組合に対し、作業の効率化、安全性の向上と生産コスト低下を図るため、高性能林業機械等の導入を支援する。

### イ) 木材(製材)加工

- ・市民への周知を図るとともに、継続した公共施設での木材利用により、木材需要を高め、民間事業者におけるJAS認定や設備投資への気運を高める。

### ウ) 木材利用

- ・市内の主要樹種であるスギの利用について、その特性を活かした工法の検討を行い、公共建築物の木造化及び木質化の設計検討を行う。
- ・長浜市産材の調達や供給について、関係者の協議の場を設け、建設工程に合わせた部材の供給を行うための検討組織を整備する。
- ・民間建築物での木材利用を推進するため、住宅や店舗等における長浜市産材の利用を支援する。

## 第3 木材利用促進のための体制

- ・公共建築物等における長浜市産材の安定的な供給と需要の拡大を図り、木材利用の促進がより円滑に進むよう体制の整備を図るため、「長浜市産材活用検討会」を設置する。
- ・「長浜市産材活用検討会」は、市が行う公共建築物における木材利用の庁内関係課で構成し、年度毎の公共建築物における材料調達、発注方式の検討と長浜市産材の活用実績の把握及びその効果、検証を行う。

## 第4 その他

この方針の運用に当たっての詳細は別に定める。

なお、当該基本方針に沿った木材利用促進を長浜市が率先して行うことで、市民への波及効果を高め、個人や法人についても、長浜市産材利用の普及、啓発に努める。

(注1)

木造化を進める公共建築物とは、法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物とします。

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物には、広く一般市民の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、国または地方公共団体の事務・事業または職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれます。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等、文化財の収蔵・展示施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な場合を除きます。

(注2)

「木造化」とは、建築物の新築、増築または改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部または一部に木材を利用することをいい、「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築または模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分および外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

（「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日 木材利用促進本部決定）の注釈を準用）

(注3)

経済性、現場条件、耐用年数および施工上特に支障がある場合は、この限りではない。なお、経済性については、環境効果等も勘案して判断するものとする。